

善意銀行

令和7年度地域支援事業助成金募集要項

城東区社会福祉協議会

大阪市城東区社会福祉協議会では、区民や団体、企業のみなさまから預託された資金を基に、「善意銀行」を設置しています。

区内の地域活動の推進を目的に、「善意銀行」に預託いただきましたみなさまの善意を活用し、区内で活動している校下社会福祉協議会・地域活動協議会・アクションプランプロジェクトチームを支援し、より区民のみなさまに見える形で地域活動の推進に貢献する仕組みとして、特定のテーマを決めて、そのテーマに沿った活動等を行っている校下アクションプランプロジェクトチーム・校下社会福祉協議会・地域活動協議会に限定して交付する助成金の払出先を募集いたします。

1. 払出対象 城東区内のアクションプランプロジェクトチーム・校下社会福祉協議会
地域活動協議会

2. 対象経費 当該年度中に実施予定の事業にかかる必要経費とします。
また、必要経費の10%の自己負担をお願いします。
(注) 物品購入費も可としますがそれ自体が目的である事業は対象としません。

3. 対象事業例 ①先駆性・開拓性・継続性のある取り組み
②認知症カフェなど地域における居場所づくりへの取り組み
③子どもの貧困などに対する取り組み
④地域活動リーダー研修
⑤障害者支援に対する取り組み
⑥アクションプラン推進の基盤づくりの取り組み
○他の助成金や公的な補助を受けている事業は対象としません。
(事業費の精算は本事業単独の精算で行ってください。)

4. 払出額 1件 30万円以内(総額 300万円上限)

5. 払出申請書(第1号様式)に、①事業計画書、②収支予算書を添付し、区社会福祉協議会まで提出してください。

6. 申込期間 令和7年 7月1日～31日

7. 選考方法 善意銀行運営委員会において、申請団体の担当者に申請内容についてプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーション及び申請書類に基づき、委員が審査し、払出是非と払出額を決定します。申請団体の担当者は善意銀行運営委員会に必ずしも出席する必要はありませんが、プレゼンテーションによって申請内容をより明確に伝えることができる場となりますので、積極的な参加をお待ちしております。プレゼンテーションの日時等、詳細につきましては、申請団体に別途案内します。なお、払出されない場合もありますので、あらか

じめご了承ください。

8. 決定通知 結果については、文書で通知します。
 《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》
- ・「払出請求書（第3号様式）」を提出
 - ・申請内容のプレゼンテーション及び払出額の審査
 - ・審査後、1 か月後を目安に振込予定
 - ・令和8年4月30日までに「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出
9. 留意事項 (1)審査決定後、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合がありますので、ご注意ください。
- (2)申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。
- (3)この助成金の払出を受けた事業が、他の善意銀行助成、大阪市ボランティア活動振興基金などでも助成を受けていた場合、交付の決定を取り消します。また、以後3年間は申請ができなくなりますので、ご注意ください。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会

〒536-0005 大阪市城東区中央 2-11-16

電話番号（06）6936-1153 FAX 番号（06）6936-1154

メールアドレス：josh113@poppy.ocn.ne.jp

ホームページ ： <https://joto-kushakyo-yuyu.or.jp/>